

八 發生、場所 芝浦芝浦町一ノ一
六 事業主側

名稱 芝浦運輸株式会社
代表者 安場保健

資本金 公称三十万円 払込十五万円
事業 貨物運輸業

企業系統 十二
使用労働者 男廿四名（船夫）

三 労働者側
労働参加者 十七名

参加者中労働組合加入者 (京浜船夫組合)
必核労働組合 京浜船夫組合 (組合系)

四 發生、時期 昭和五年十一月
五 發生、原因

本會社船夫中本年二月頃水上警察署に檢舉せられたる事實アリ
リ 當時会社ニテハ今後斯ル事實アリタル場合ハ解雇せらるル
、又異議ナク旨ノ念書ヲ船夫十回ヨリ會社ニ差入レアリタル
カ偶々十月十日船夫二名カ骨牌ヲ弄シ居タルヲ船差（監督）
僅久同末老ニ發見セラシ令人カ賭博ヲ為シ居リタリトテ會社
ニ報告ニタル為メ十月十二日右ノ名ニ解雇申渡シテ為レタル
ニ因ル

六 重要事業並交渉状況

右屬分ヲ受ケタル船夫ハ組合ニ強職斡旋ヲ依頼シタルニヨリ
十一月一日午後三時組合代表若田道敬、船夫代表岩瀬五郎吉
外一名ハ會社ヲ訪問シ事務取扱役丸山忠雄ニ會見シ船夫二名
ノ復職ヲ嘆願シタルカ事業主側ハ之ヲ拒絶セリ

七 経過

八 労働者側